

## ■ 組織としての利益相反とは

大学等機関が、組織自体として特定の企業との間で一定程度の経済的利益を有すること、又は、大学等の役員等が、特定の企業との間で一定程度の経済的利益を有することによって、大学組織に求められる、公正かつ適正な判断が損なわれていると第三者から懸念が表明されかねない事態

## ■ 組織としての利益相反管理の目的

大学のインテグリティ確保～大学の信頼を守る

## ■ 組織としての経済的利益の内容（東京医科歯科大学の場合）

### \* 大学等組織自体が経済的利益を有している企業

#### （1）大学と一定規模の利益関係が存在する企業

- ①本学が受け入れる年間の研究費（ただし、研究の実施に際して企業等から無償提供される薬剤・医療機器等や、研究員受け入れ等に係り支払われる費用等を除く）の総額が1億円を超える企業
- ②本学が受け入れる年間の研究費総額が5,000万円を超える企業のうち、研究費の性質や連携の継続性の観点から、利益相反マネジメント委員会が必要と認めた場合
- ③本学と包括連携協定もしくはオープンイノベーション協定を結んでいる企業のうち、本学が受け入れる年間の研究費総額が5,000万円を超える企業

#### （2）大学の出資先企業及び大学が株式等を保有している企業

### \* 大学等の役員等（学長・理事長・理事・病院長）が経済的利益を有している企業

#### （1）大学意思決定者の利益相反

- ①組織的産学連携活動の機関決定の構成員主体である学長や理事等の利益相反（教職員の定期COI自己申告項目に該当）
- ②組織的産学連携活動の相手方である企業等から得る個人的利益が存在している場合